

罰金の保護観察付き執行猶予の活用 （検討課題等）

罰金の保護観察付き執行猶予の活用（検討課題等）

考えられる施策・制度の概要

罰金刑が相当である事案のうち、保護観察付き執行猶予の活用に適する事案について、その活用を図る。

【検討課題】

1 活用に適する事案・対象者

- 保護観察が有効に機能する事案・対象者
- 保護観察付き執行猶予が相当でない事案・対象者

2 活用に適する事案・対象者の判断方法

- 判断資料の在り方
- 保護観察所の調査機能の活用
 - ・ 保護観察所に提供する資料
 - ・ 保護観察官による面接
 - ・ 保護観察所からの意見聴取
- 少年鑑別所の鑑別機能の活用

3 活用するための課題

- 略式手続を経る場合
 - ・ 判断資料の提出や科刑意見の在り方
 - ・ 保護観察を受ける動機付けの強化のための方策
 - ・ 保護観察付き執行猶予となる（可能性がある）ことの告知の手続
- 公判手続を経る場合
 - ・ 判断資料の提出や求刑の在り方
 - ・ 保護観察を受ける動機付けの強化のための方策
 - ・ 公判手続による負担を回避するための方策
- 保護観察の適切な期間の在り方
- 良好措置の在り方

4 活用するための法改正の要否・内容